

議案第25号

所沢市会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例制定
について

所沢市会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例を別記の
とおり制定する。

令和8年 2月18日提出

所沢市長 小野塚 勝 俊

提案理由

一般職の職員の給与に関する法律の一部改正に鑑み、本市の会計年度任用職員
についてもこれに準じた改正を行うため、本案を提案するものである。

所沢市会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例

所沢市会計年度任用職員の報酬等に関する条例（令和元年条例第15号）の一部を次のように改正する。

第2条第8項中「在宅勤務等手当」を「第2種初任給調整手当、在宅勤務等手当」に改める。

第7条第1項中「初任給調整手当」の次に「（第1種初任給調整手当及び第2種初任給調整手当をいう。以下同じ。）」を加える。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。